

平成19・20年度

「家庭や地域の教育力の向上を図る
具体的な方策について」

～「食育を通じた家庭教育の充実」と「住民参画による活動拠点づくり」の視点から～

〈 提 言 〉

平成21年3月

宮崎県社会教育委員会議

～ 目 次 ～

「家庭や地域の教育力の向上を図る具体的な方策について」
～「食育を通じた家庭教育の充実」と「住民参画による活動拠点づくり」の視点から～

はじめに	・・・	1
I 食育を通じた家庭教育の充実を図る一家庭の教育力を高めるために		
1 食育を通じた家庭教育充実の意義	・・・	2
（1）家庭における子育ての現状から	・・・	2
（2）家庭における食育の現状から	・・・	2
2 提言	・・・	3
（1）食育を通じた家庭教育充実のための具体的な方策	・・・	3
ア 「家族みんなで、朝ごはん」等のスローガンのもと、食育県民運動を推進する		
イ 子育てに問題や悩みを抱える家庭に対して、食を通して地域で支援する体制づくりに取り組む		
ウ 家庭で親子がともに台所に立つ体験をすることで、親子の絆を深める		
エ 青少年に対し、食事を大切にする心を培い、健全な食習慣を身に付けさせる		
オ 食育に関する情報を積極的に発信する		
（2）食育を通じた家庭教育の充実を支援するために	・・・	5
ア 食育県民運動を推進すること		
イ 地域で家庭教育を支援すること		
ウ 学校、家庭、地域がそれぞれの役割を発揮すること		
II 地域住民の参画による活動拠点をつくる一地域の教育力を高めるために		
1 住民参画による活動拠点づくりの意義	・・・	6
（1）子どもの生活の現状から	・・・	6
（2）住民参画による活動拠点づくりの視点から	・・・	6
2 提言	・・・	7
（1）住民参画による活動拠点づくりのための具体的な方策	・・・	7
ア 子どもの身近な生活の場に活動拠点をつくる		
イ 子どもの体験活動や地域の大人とのふれあい活動等を推進する		
ウ 地域住民や子どもの参画による運営を推進する		
エ 地域及び学校・家庭をつなぐ地域共育コーディネーターやボランティアを養成し、「地域共育ネットワーク」の普及を図る		
（2）住民参画による活動拠点づくりを進めるために	・・・	11
ア 県教育委員会及び関連行政部局に期待すること		
イ 市町村教育委員会及び関連行政部局に期待すること		
ウ 小・中学校に期待すること		
エ 公民館に期待すること		
オ 社会教育関係団体、NPOに期待すること		
カ 住民、保護者に期待すること		
キ 企業に期待すること		
おわりに	・・・	13
・注釈	・・・	14
・参考データ	・・・	15
・参考事例	・・・	17
・宮崎県社会教育委員会議審議経過	・・・	20
・宮崎県社会教育委員名簿	・・・	21

はじめに

今日、本格的な少子高齢・人口減少社会を迎えるなど、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、青少年の問題行動や安全・安心の確保が社会問題となっています。そのような中、我が国では教育の在り方が大きく見直されており、平成18年の「教育基本法」の改正及びその後の中央教育審議会答申等において、学校・家庭・地域が連携して社会全体の教育力を向上させていくという方向性が明確に示されました。

次代を担う子どもたちに必要な「生きる力」^{注1}は、家庭や学校での生活に加えて、地域社会における様々な活動の中で育まれるものです。子どもたちは、地域の自然や文化にふれたり、異なる世代の住民に接したりすることで豊かな人間性を育むことができます。このため、家庭や学校だけではなく、地域社会全体で青少年の健全育成に取り組み、地域社会を構成する個人・団体等が目標を共有し、それぞれの役割に応じて実践することが求められています。

宮崎県社会教育委員会においては、平成17・18年度に「地域社会の教育力の向上を図る方策について～「知」「徳」「体」の調和のとれた青少年を育成するために～」をテーマに、下記の課題について協議を重ねてきました。

- ① 学校・家庭・地域が本来果たすべき役割とは何か
- ② 三者が相互に連携し、一体となって取り組む推進体制はどうあればよいか
- ③ ②の推進体制を整備する上で、社会教育行政の役割は何か

協議のまとめでは、子どもたちを取り巻く様々な問題を解決し、健やかな子どもを育成するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの機能を発揮するとともに、相互の連携を更に深め、一体となって取り組むことが必要であるとしています。

そこで、平成19・20年度は、前回の提言を踏まえ、家庭や地域の教育力の向上を図るために、特に対応が求められている重要な課題に視点を絞って協議し、次の二点について提言することとしました。

第一に、子どもの教育にとって重要な意義をもつ「食育」^{注2}を通した家庭教育の充実を図るための方策を、第二に、放課後や休日における子どもの活動拠点を住民参画によって整備するための方策をテーマとして取り上げました。そして、全体会の他に「家庭の教育力向上部会」「地域の教育力向上部会」の2分科会を設置し、具体策を含めて協議を重ね、ここに、提言としてまとめました。

この提言を参考にいただき、施策や取組について生かしていただければ幸いです。

I 食育を通じた家庭教育の充実を図る一家庭の教育力を高めるために一

1 食育を通じた家庭教育充実の意義

(1) 家庭における子育ての現状から

人は家庭の中に生まれ、家庭の中で健全に成長していく。家庭の在り方は、子どもの成長にとって最も重要なことである。

今、教育の出発点である家庭教育が大きく問われている。家族同士の団らんや命の大切さの実感、生活習慣の育成等の機能を本来担うべき家庭に変化がみられることから、家庭教育の在り方を見直す必要がある。(資料1)

例えば、家庭によっては、子育てに無関心であったり、子どもに基本的な生活習慣等のしつけを十分行っていないところもある。そのため、子どもが学校生活や地域での生活において問題のある行動を起こしたり、集団生活ができないといった状況が出てきている。

そこで、子どもたちの健全育成には、家庭の役割を十分認識しながら、家庭の教育力の向上を図ることが重要である。

(2) 家庭における食育の現状から

家庭の大きな役割の一つに、家族団らんの食事を通じた人間づくりがある。家族は、同じ食卓を囲み、お互いの顔を見ながら会話をする中で、喜びを共有したり、物の見方、考え方、対処の仕方、生活態度等、人間として生きていく上で必要な基本的な能力を身に付けてきた。

しかしながら、今日では、核家族化や生活スタイルの変化により、このような家庭の役割についての認識が薄れ、「孤食」の子どもが増えるなど、家族で食事をしながら会話をする場面が少なくなっている。

また、このような状況と食生活の変化が相まって朝食を食べない子どもも出てきている。朝食を食べないことにより、健康や生活に様々な弊害が出ていることが明らかになってきている。(資料2) 例えば、「朝食抜きの子どもは体温が低く、朝の通学意欲もわかず、学校に行っても集中力がなく、授業中眠ってしまうなど、活力が上がらないままに一日を送る。その結果、体力面や学習成績に影響してくる。」などの調査結果^{注3}がある。また、別の報告書^{注4}では、「このような児童生徒は『キレやすい』』といわれている。

そこで、子育て世代やこれから親になる若者世代を視野に入れつつ、それぞれの家庭が家族団らんで食事をする姿を取り戻すことにより、家族の会話が増え、子どもの健康面、精神面でもよい効果が出てくることを考慮し、「食育」^{注5}を通じた家庭教育支援の具体的な方策を考え、提言することとした。

2 提言

(1) 食育を通じた家庭教育充実のための具体的な方策

ア 「家族みんなで、朝ごはん」等のスローガンのもと、食育県民運動を推進する

本県においては、平成18年に「宮崎県食育推進計画」^{注6}が策定され、これに基づいて、「健全な食生活の実践」を目的として「食育」の取組が展開されている。県民が食育の重要性の認識を共有し、そのことを啓発していく『いただきます』からはじめよう宣言』も行われている。

そこで今回、家庭教育の視点から、家庭の現状やその在り方を見直す機会とするため、食育に目を向け、食育県民運動を推進していくことを提言する。

例えば、「家族みんなで、朝ごはん」等のスローガンの下、学校・家庭・地域をあげて、子どもの健やかな成長を期して、食育県民運動を展開していくことが必要である。

具体的には、PTAや公民館と連携して「家族みんなで、朝ごはん」等の運動を実践するモデル自治公民館を設定し、その実践事例を発表する。その発表を通して、県下に啓発を図ることができる。また、食に関する企業や経済関連団体等と相互に連携して「食の日」を新たに設定したり、「家族みんなで、朝ごはん」等の関連行事を実施するなど、子育て支援を含めた総合的な地域活性化策として実施することが考えられる。

このように、県民全体で食育を通じた家庭教育の推進に係る企画をすることで、「孤食」等をなくし家族の和を深めることができる。

イ 子育てに問題や悩みを抱える家庭に対して、食を通して地域で支援する体制づくりに取り組む

子育てに問題や悩みを抱える家庭は、学校行事や地域の行事に参加しない傾向にあり、解決の糸口を探しあぐねている保護者が少なくないと思われる。

そこで、これらの家庭に対する食を通じた地域で支援する体制づくりのために、次のような取組が求められる。

(ア) 食に関するボランティア等による家庭への支援体制を強める

食に対する啓発を行うためには、地域の栄養士や保健師、食に関する専門的な知識をもつコーディネーター、さらには食に関するボランティア（地域の料理研究家や料理を趣味にしておりボランティアとして活動できる人）等の人材を確保し、それを人材バンク化することが有効である。そして、地域住民が集まる行事等にそれらの人材を派遣し、その特性を生かした取組をすることで、家庭への支援体制を強めることができる。

(イ) 家族料理教室（「わいわいがやがや料理教室」）を開催する

地域で地産地消による家族料理教室を開催し、小学生や中学生を対象として、家族がともに料理づくりに挑戦する機会を提供する。同時に、食の大切さや家族みんなで食事することの大切さを話し合い、地域をあげて食育を推進する。また、それぞれの地区に伝わる郷土料理を伝承していく機会とすることで、更に有意義な取組に発展させる。

ウ 家庭で親子がともに台所に立つ体験をすることで、親子の絆を深める

自立し始めた子どもたちが、最初に作るおかずは、家庭で常日頃食べている馴染みのものであることが多い。家庭料理はこのようにして、伝えられていくのである。

親子がともに台所に立つことにより、食事の準備を通してお互いの間にコミュニケーションの時間を共有し、絆を深めていくことが必要である。

そのために、例えば「弁当の日」を設定して、子ども自身が弁当づくりを体験することも意義のあることである。このことが親子のふれあいの機会を増やすものとなり、地域として取り組めば、家庭教育の大きな啓発活動ともなる。

エ 青少年に対し、食事を大切にすることを培い、健全な食習慣を身に付けさせる

青少年に対し、家庭や学校で食に対する体験活動や栄養の自己チェック活動を行うことにより、食事を大切にすることを培い、健全な食習慣を身に付けさせることが必要である。

(ア)「農業体験」の推進により、食事を大切にすることを培う

子どもたちは、自分で育てた植物には愛情をもち接する。このことから、子ども自身に植え付けから収穫までを体験させることで、命や自然に感動する心、そして、食の大切さを学ぶことができる。

(イ)「今日の栄養チェック表」をもとに家族で話し合いをする

青年期には、安易なダイエットや栄養補助食品の利用等、食事を軽視しがちな傾向がみられ、その食生活は、栄養のバランスに欠けたものであることが多い。

そこで、必要エネルギーや栄養素を簡単にチェックできる表をもとに、一日の活動に必要なエネルギーを確保したかどうかを把握し、家庭で話し合う。これが習慣化される中で、おのずと食事に関心が向き、日常生活を見直すことができるようになる。

オ 食育に関する情報を積極的に発信する

食に関する情報をもつ関係機関が連携し、保護者に対して、情報を積極的に発信すること（シールやチラシ等の作成）や、乳幼児を抱える若い親への啓発（講演会等の開催、就学前健診の活用等）に努める。

また、キャンプにおける飯ごう炊さんの体験を含め、県や地域等でも親子の食に関する様々な体験活動を行っているが、十分に周知されていない現状がある。各行政部局や施設等が単独でPRをするだけでなく、連携して各機関・団体が行っているすべての活動が一目で分かる「食に関する家族体験活動メニュー」をパンフレットやホームページで紹介することが望ましい。

(2) 食育を通じた家庭教育の充実を支援するために

食の問題については奥が深く、家庭には、それぞれ独自の事情があり、食育の認識についても家庭によりそれぞれ違いがあるが、食に関する教育は家庭が基本であり、親がその大切さの認識を深める必要がある。食育を通じた家庭教育の充実を図るためには、下記に示すような、学校、家庭、地域が一体となった取組が必要である。

ア 食育県民運動を推進すること

学校、社会教育関係団体、子育て支援のNPO、企業、地域、市町村等をあげて、「家族みんなで朝ごはん」等をスローガンに掲げ、食育県民運動として展開することを期待する。特にマスメディアの協力を得ながら取り組むことが効果が大きいと考える。

イ 地域で家庭教育を支援すること

身近な地域において、食育に関する情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな支援を行うことにより、食育を通して地域全体で家庭教育を支援していく環境づくりを期待する。

ウ 学校、家庭、地域がそれぞれの役割を発揮すること

学校から発信する情報内容や家庭・地域でできることなどを整理し、相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たすことを期待する。

(ア) 学校から家庭へ

- ・ 給食献立表、給食便りや保健便りの配布
- ・ 給食試食会、家族給食会、栄養個別指導、食に関する講演会、料理講習会等の開催

(イ) 学校から地域へ

- ・ ふれあい給食会、招待給食会、食に関する講演会等の開催

(ウ) 家庭・地域から学校へ

- ・ 食に関する指導への積極的な参加
- ・ 学校保健委員会、給食委員会、家庭教育学級への参加
- ・ 健康に関する行事や家族料理教室の開催等

(エ) 地域から家庭へ

- ・ 公民館の館報に、子どもの成長を促すための献立を掲載
- ・ 食事を通して心身ともに健全な子どもを育てるための啓発

Ⅱ 地域住民の参画による活動拠点をつくる―地域の教育力を高めるために―

1 住民参画による活動拠点づくりの意義

(1) 子どもの生活の現状から

近年、核家族化や少子化など家族の構成が変わるとともに、都市化・過疎化が同時に進行し、地域社会における人と人のつながりも一段と希薄化しつつある。

このような中、人々は子どもたちに関し、いじめ、不登校、青少年の犯罪の凶悪化・低年齢化、あるいは幼い子どもを狙った犯罪等、様々な問題に直面している。

また、最近の子どもたちの生活の特徴として、学校から家に帰っても近くに一緒に遊ぶ子どもが少なく、屋内でゲームやテレビを見て過ごしている子どもが多い。

(資料3・4) そのため、人との交流や実体験が乏しく、自分の考えを正しく相手に伝えることが苦手で、「キレやすい」子どもが増えていると言われている。

また、親の中には、育児ノイローゼの問題が顕在化し、孤独な子育てを意味する「孤育て」という言葉も登場するほど、子どもを育てる環境は厳しくなりつつある。

これらの状況から、子育てを社会で支援する必要性が生じており、特に地域住民の参画により、子どもをみんなで育てるコミュニティづくりを進めることは急務である。例えば、地域において、学年の異なる子どもたちと自由に遊んだり、地域の人たちと交流ができる場を設けたりするなど、放課後や休日、長期休業中における体験活動の充実を図ることが大切である。これらの経験を通し、子どもたちは社会のルールや自分の考えを伝える力を自然と身に付けていくことになる。

(2) 住民参画による活動拠点づくりの視点から

子どもの身近な生活の場に活動拠点をつくることは、子どもの安全を確保し、地域の人々との交流の中で豊かな体験をするために有効な方策である。(資料5)

そのような活動拠点は、それぞれの地域において様々な施設が考えられるが、ここでは、全ての市町村の身近な生活の場に設置されている学校と公民館について、活動拠点としての整備の方向を提言することとした。その方向としては、子どもにとって、

- ・ 心の拠り所・居場所となり、自ら進んで参加する場であること
- ・ 豊かな体験をする場であること
- ・ 同世代の子ども同士あるいは世代間の交流を行い、生き方を学ぶ場であること
- ・ 地域住民とのふれあいや学び合いを通して、伝統文化やよりよい生活の方法を知るとともに、豊かな感性を育て、学ぶ意欲や創造力の形成につながる場であること
- ・ 安全・安心が確保される場であること

などが期待される。

また、子どもたちが興味・関心をもって自ら進んで参加するためには、子どもを含めて、地域住民が知恵を出し合い、その地域ならではの企画を作り出すことが求められ、さらには、地域住民の参画による自主的な運営が求められる。このことにより、「地域の子どもは地域で育てる」という住民意識がかん養され、多くの地域住民の参画や住民相互の連帯、ネットワーク化が図られ、地域の教育力の向上につながることを期待される。

2 提言

(1) 住民参画による活動拠点づくりのための具体的な方策

ア 子どもの身近な生活の場に活動拠点をつくる

放課後に子どもたちが安全で安心して育まれるように、平成19年度から文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」がスタートしている。これは、放課後や週末等に子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室等を活用して、地域住民の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民の交流活動などの取組をするものである。他にも、各地域において住民の参画のもとに、様々な子どもたちの体験活動に取り組まれている。このような取組には、子どもたちや地域住民にとって身近な拠点を設けることが必要である。

子ども同士、あるいは子どもと大人がつながる日常的な交流の場として、公民館、小・中学校の余裕教室、廃校となった校舎等を活動拠点として活用することで、継続的かつ計画的な体験活動等の推進を図ることができる。

その際、シニアパワーを活用し、子どもたちにとって、いつでも誰かが待っていてくれる安全で安心して過ごせる「第二の我が家」として位置付けることも考えられる。

(ア) 公民館

公民館、特に地区公民館や自治公民館を通常活用していない時に、学校の放課後や休日の活動拠点として、住民参画により、子どもにとって魅力のある体験活動等の拠点とする。

(イ) 小・中学校

小・中学校の余裕教室や廃校となった校舎等を平日及び休日の活動の場として開放する。その際、管理者である各市町村教育委員会と開放日時を含め協議をした上で、地域住民による自立的な運営組織を設ける必要がある。

土・日においては、教室のほか、体育館・グラウンド、図書室、工作室等を可能な限り幅広く開放し、地域住民に開放し、地域住民の学習・文化・スポーツ活動の場としての活用や世代間交流を含めた子どもの体験活動の場として活用を図ることが期待される。

また、このような活動時や活動場所への行き帰りにおける安全・安心に十分配慮することが求められる。このため、安全対策についての方針を明確にし、運営スタッフ、ボランティア、保護者の間で情報を共有するとともに、子ども自身が安全対策について正しい認識をもつように指導すること、保護者やボランティアによる見守り活動などの体制を整えることが必要である。

イ 子どもの体験活動や地域の大人とのふれあい活動等を推進する

子どもの健やかな成長のためには、発達段階に応じ、放課後及び休日、長期休業中等において、様々な体験と地域の大人との交流の機会を設けることが必要である。特に高齢者との交流を推進することは、郷土の伝統文化の継承や高齢者自身の生きがいづくりなどにもつながる。

活動内容については、例えば地域の伝統文化や遊びの継承、自然体験活動などの幅広い分野で、地域の特色を生かした活動を推進する。

(ア) 休日及び長期休業を利用した活動、宿泊を伴った活動

- 休日や長期休業中において、子どもや親子を対象とした事業を推進することは、子どもの豊かな体験と個性の伸長を図る上で有意義である。放課後の活動に比べると、より時間をかけて、継続的・発展的な活動を行うことができるという利点もある。
- 県内において公民館等を拠点として実施されることもある「通学合宿」の取組は、子どもたちが親元を離れ、共同生活を通して、炊事、洗濯、掃除等の経験を積んだり世代間交流を進めたりする絶好の機会となっている。今後、効果等を行政関係者や地域へ啓発することで、県内各地に普及させることが求められる。

(イ) 放課後における活動

- 地域社会の中で、放課後や週末等に行われている「放課後子ども教室」等の取組について、今後さらに地域住民が中心となり広めることは、子どもの安全・安心の確保や健全育成に有効である。

ウ 地域住民や子どもの参画による運営を推進する

子どもたちの地域活動においては、地域住民や子どもたちが参画できるような運営をすることが求められる。住民が様々な事業の企画段階から主体的な運営を目指すことは、自治意識を高めることにもつながると考える。これにより、住民や子どもたちの創意を生かした活動プログラムの充実が図られるとともに、子どもの参加意欲を高め、主体的な学習活動を促進することにつながる。

(ア) 住民の創意を生かしたプログラムの充実

活動プログラムの立案に当たっては、複数の活動メニューから選択できるプログラムを取り入れるなどの工夫や、子どもが企画し興味・関心をもって自発的に参加するための工夫が求められる。

活動プログラムの運営においては、子どもがあいさつや清掃を進んで行うなど、明るく伸び伸びと活動する中で規律を身に付けられるよう指導・援助する。

(イ) 公民館における住民参画による運営

自治公民館では、地域住民の連帯感を深めるため運動会や文化祭など様々な活動が行われている。子どもたちがこの活動に参加することにより、地域のよさを実感するとともに発達段階に応じた多くの体験を行うことができる。今後、このような機会を増やしていくことは重要なことであり、地域住民の参画をさらに進めるとともに、子どもの意見や創意が反映できるような機会や場の設定に心がける必要がある。

地区公民館においては、地域住民や子どもの参画による企画・運営会議を設けることなどにより、子どもを対象とする事業の充実を図ることが期待される。

(ウ) 小・中学校に拠点を置いた地域住民の参画による活動の推進

小・中学校を活動拠点とする際には、地域住民が一体となって子どもたちを見守るという意識を啓発しながら、保護者、地域住民、そして教職員が子どもたちと一緒に活動をしていくことが求められる。

その際、地域住民による責任と意欲をもった自立的な運営組織を設ける必要がある。また、将来的には、学校内に生涯学習支援機能をもつ拠点を設け、それに住民参画

の運営体制を整備することが期待される。その際、組織に生涯学習支援機能と学校支援機能の両面をもたせるならば、ボランティアが子どもたちの放課後や休日の活動を支援する役割と併せて、学校教育を支援する役割も果たすことが可能となる。

エ 地域及び学校・家庭をつなぐ地域共育コーディネーターやボランティアを養成し、「地域共育ネットワーク」の普及を図る

地域及び学校・家庭は、子どもたちの豊かな心や基本的な生活習慣を育む大事な場である。本県においては、平成18年度からの3年間、県内7つのモデル市町村・地区において、「地域で子どもを育てる『地域教育システム創造』実践モデル事業」に取り組んでいる。これは、子どもを育てるための地域における教育機能のシステム化・ネットワーク化を図り、シニアパワーやコミュニティーパワーを活用した地域における特色ある活動を推進するものである。

この事業の推進にあたり、地域住民の参画による活動を促進するためには、その組織、活動を支えるボランティア、指導に当たるコーディネーター等の人材の確保と養成がきわめて重要である。

今後、この事業の成果を踏まえ、子どもたちを取り巻く地域の様々な課題について、住民が一体となつてともに課題解決にあたるために、「地域共育ネットワーク」として、さらに充実し県下に広げていく必要がある。

(ア) 地域共育コーディネーターを養成する

地域の活性化のためには、地域及び学校・家庭をつなぐためのコーディネーター（「地域共育コーディネーター」）の確保と養成が求められる。このため、県・市町村教育委員会が連携して「地域共育コーディネーター」の養成を行うことが必要である。

なお、これまでにも、学校を支援する多くのボランティアがおり、それらの経験者の中から地域共育コーディネーターを養成することも考えられる。

その際、コーディネーターの役割は、ボランティア相互及び地域の関係団体等とのネットワークを築くことであることを明確にし、地域住民や地域の様々な組織に対してコーディネーターの存在や役割について周知徹底を図る。

(イ) ボランティアに関する「人材バンク」を整備する

教育委員会、学校、公民館など、関係機関が連携した組織において、ボランティア募集活動を推進するとともに、ボランティアに関する「人材バンク」（各小・中学校や公民館単位が望ましい。）等を整備したり、相互に情報交換を行うなどの取組を推進する。なお、ボランティアの募集に当たっては、いわゆる「団塊の世代」の大量退職を受けて、シニア世代に参加を呼びかけることも重要である。

(ウ) 地域ごとに関係者の参画による「地域共育ネットワーク」組織を形成する

それぞれの地域には、学校、自治会、社会教育関係団体、その他のボランティア団体等、あるいは社会貢献を志向する企業など様々な既存の集団・組織がある。これらの集団・組織を「どのような子どもたちを育てるか」という共通の子育て目標の下に、有機的にネットワーク化した「地域共育ネットワーク」組織を形成し活動を展開すれば、より一体化した取組となる。

この「地域共育ネットワーク」組織には、これから保護者になる若い世代や乳幼児

の親を含めた保護者も積極的に参加する。

このネットワークが関係者の対等な連携・協働の場として、また率直な情報交換や意見交換の場として、さらに、共通の目標の下に共同で取り組む場として機能すれば、地域の教育力を高めるとともに、住民参画による活動拠点づくりを進める上でも、大きな力となる。

(2) 住民参画による活動拠点づくりを進めるために

社会の変化の中で、子どもが育つ環境は大きく変化している。孤立した状況の中で多くの子育て世代は悩み、また、寂しさや行き場のなさを感じながら日々を過ごしている子どももいる。

今こそ老若男女が手を取りあい、地域でともに子どもたちを育てる地域づくりを進める必要がある。

今後、住民参画による活動拠点づくりを進めるためには、各市町村において独自の取組を進める必要がある。その際、それらの取組を推進・支援するために、地域レベルで「地域共育ネットワーク」の形成を図ることを期待する。また、県教育委員会においても、全県的に取組を推進・支援するための事業を実施することを期待する。

ア 県教育委員会及び関連行政部局の取組に期待すること

県教育委員会には、関連部局と連携を図りつつ、住民参画による活動拠点づくりと、地域共育ネットワークの形成を全県的に支援することを期待する。

例えば、地域共育フォーラムの開催、地域共育コーディネーター養成、実践事例集の作成等が考えられる。

イ 市町村教育委員会及び関連行政部局の取組に期待すること

市町村教育委員会には、関連部局と連携を図りつつ、各々の地域の特性・独自性を尊重しながら、地区レベル（中学校区等）における「地域共育ネットワーク」の形成を図るとともに、学校、公民館等における住民参画による活動拠点づくりを推進することを期待する。

このため、「地域共育コーディネーター」の支援などの体制整備を図ることも重要と考える。

ウ 小・中学校に期待すること

学校は、例えば、余裕教室等の施設を開放するとともに、住民参画による活動を推進する拠点になり、「地域共育ネットワーク」の形成に参画することを期待する。その際、学校中心でなく、学校と地域が協働して共通の課題に取り組み、「学校教育への地域の支援」と「地域の教育力を高めるための学校の支援」という双方向の目的を目指すことを期待する。

エ 公民館に期待すること

各公民館においては、中央公民館を中心とする公民館ネットワークを形成して、地区公民館や自治公民館における子どもや家族の体験活動等を更に推進するとともに、地域住民や子どもたちが参画する運営を推進することを期待する。

オ 社会教育関係団体、NPOに期待すること

地域の自治会、子ども会、PTA、地域婦人連絡協議会、青年団、青少年育成連絡協議会、高齢者クラブ、地区社会福祉連絡協議会、子育て支援NPO、福祉・環境保護の

ボランティア団体等の諸団体には、既存の枠組みを越えて、「地域共育ネットワーク」に積極的に参画するとともに、相互に連携・協力を図りながら、独自の役割を果たすことを期待する。

カ 住民、保護者に期待すること

地域住民には、子どもの体験活動、子育て支援活動等にボランティアとして参加したり、活動拠点づくりに積極的に参画することを期待する。特にシニア世代の人々には、豊かな経験や技能等を子どもたちに伝える活動に参加することを期待する。

また、これまで、子育てといえば母親中心となりがちであったが、父親も子育てを積極的に担うという立場から、例えば、家事はもちろん、地域の行事や休日などに行う活動には、子どもとともに参加することを期待する。さらに、若者も子どものお兄さんお姉さん役として体験活動等のボランティア活動に加わることを期待する。

キ 企業に期待すること

近年、企業のフィランソロピー（社会貢献活動）が求められるようになってきた。企業が地域社会の一員として積極的に参画し、従業員による地域・学校における青少年指導活動やボランティア活動及び家庭における親子ふれあい活動等を奨励し、地域や学校の派遣要請に積極的に協力するとともに、ボランティア休暇制度の導入などの条件整備を図ることを期待する。また、従業員が行う青少年指導やボランティア活動等の実績を積極的に評価することを期待する。

おわりに

今回、「食育を通じた家庭教育の充実」、「住民参画による活動拠点づくり」の2つのテーマに即して、家庭・地域の教育力を高めるための方策について提言を行いました。

これらの方策を推進するためには、各家庭が現代の子どもが抱えている問題や家庭教育の重要性を認識し、日頃から家族団らんの中での食育を実践することが大切です。また、地域における家庭教育の支援体制づくりには、「住民参画による活動拠点づくり」で提案したような「地域共育ネットワーク」の普及が重要と考えます。このネットワークには、地域、家庭、学校、行政など、青少年の健全育成に関わる全ての関係者が参画し、協働して取り組むことが期待されます。

また、これらの施策の推進に当たっては、平成20年6月に改正された社会教育法に、国及び地方公共団体の任務として「関係者相互間の連携及び協力の促進に努めること」が加えられたこと、さらに、社会教育主事は「学校が社会教育関係団体等の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて助言を行うことができる。」という規定が設けられたことを踏まえて、県・市町村教育委員会の社会教育・生涯学習担当部局が中心となって進められるよう期待しています。

注釈

注1 「生きる力」(文部科学省学習指導要領より)

- 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力 など

注2 「食育」(食育基本法前文より 平成17年)

今、改めて、食育を、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。」

注3 北海道教育大学教育学部教授 小澤治夫 氏「食生活習慣と学業成績・体力・健康との関連」
—子どもの気力・体力・学力向上には生活習慣の立て直し— (平成18年8月)

注4 東京都立教育研究所 「子どもたちの揺れ動く心と学校のあり方」研究報告書(平成11年3月)

注5 食育基本法でいう「食育」と同義であるが、ここでは特に家庭教育での取組を強調している。

注6 「宮崎県食育推進計画」

近年、食生活が豊かになる一方で、栄養の偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加などの問題が生じており、「食」について見直し、健全な食生活を取り戻すことが必要になっている。こうした中で、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」の重要性を改めて認識し、食の宝庫である本県の特性を生かした食育を推進する目的で平成18年に策定した。

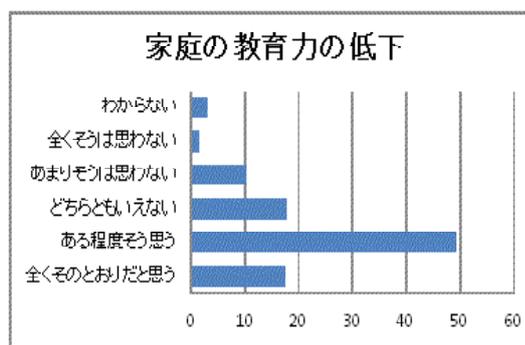
参考データ

資料1

○ 家庭の教育力の低下

～約7割の親が家庭の教育力が低下していると実感～

近年、育児に不安を抱えている親の増大や、児童を虐待する親の急増、また青少年をめぐる様々な憂慮される問題行動（暴力・非行行為、いじめ等）が取りざたされるたびに指摘されることであるが、家庭の教育力が低下していると言われる。



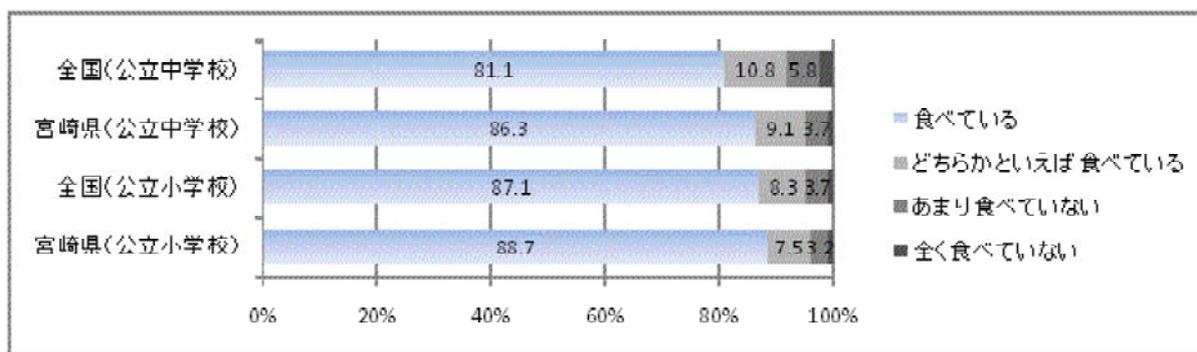
国立教育政策研究所内家庭教育研究会「家庭の教育力再生に関する調査研究」平成13年

資料2

○ 朝食を食べていますか

全国的にも本県においても、約8割は毎日朝食を食べているが、約1割は、あまり食べていなかったり、全く食べていなかったりしている。

文部科学省「全国学力・学習調査」（平成20年度）



資料3

○ 子どもの希望

「子どもの学校外での学習活動に関する実態調査報告」文部科学省（平成20年8月）によると、「放課後の過ごし方」「休日の過ごし方」について、一番多い子どもの希望は、「友だちと外で遊びたい」、次いで「自分の家や友だちの家で遊びたい」であり、友だちと一緒に外で遊ぶことを求める子どもが多い。

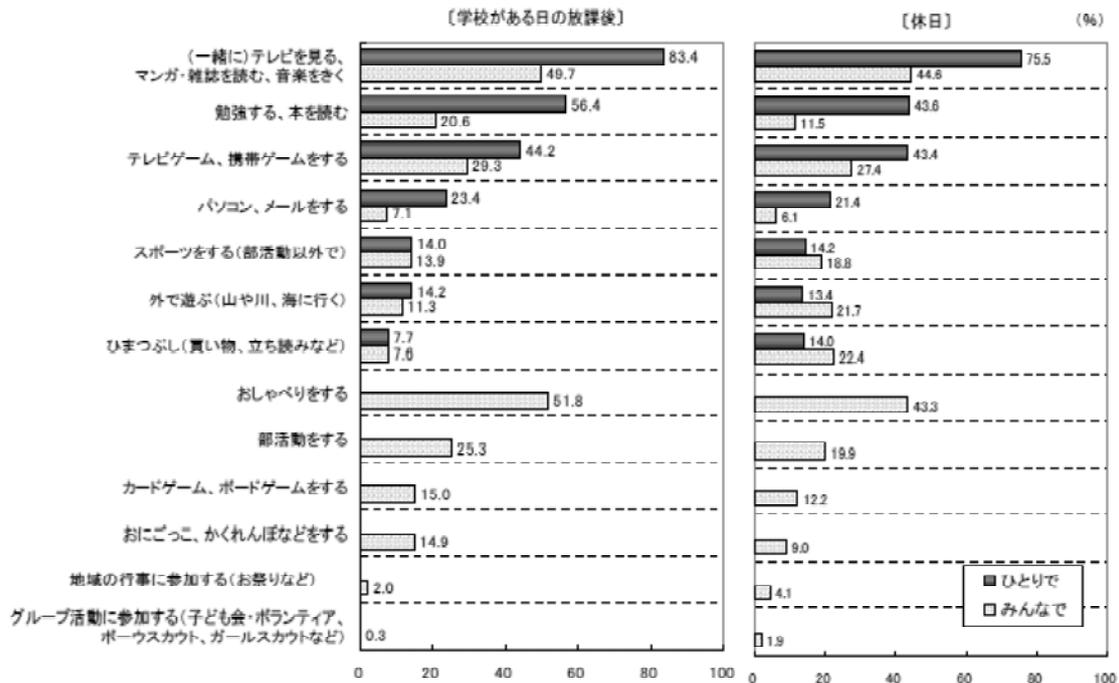
【放課後はどのように過ごしたいか】※「何も（何の活動も）やっていない」の合計 抜粋

・「友だちと外で遊びたい」	54.1%
・「自分の家や友だちの家で遊びたい」	45.1%
・「学校のクラブ活動をしたい」	27.5%
・「塾やならいごとに行きたい」	7.4%
・「ひとりでテレビを見たりゲームをしたい」	26.1%
・「家族と家で過ごしたい」	23.1%
・「家で寝ていたい」	27.2%
・「塾などの宿題をしたい」	1.7%

資料 4

○ 子どもの現状

「地域の教育力に関する実態調査」(文部科学省 平成18. 2)によると、放課後においても土・日においても、家でテレビを見たり、テレビゲーム・携帯ゲームをしたりなどして過ごす子どもが多い。一方で、外での遊びや地域の活動に参加する子どもは少ない。特に、放課後においてその傾向が強い。



資料 5

○ 「地域で力を入れるべきこと」についての保護者の意識

株式会社日本総合研究所「地域の教育力に関する実態調査」(文部科学省委託調査 平成18年3月)によると、「子どもが健やかに育まれるために地域で力を入れるべきこと」について保護者にたずねたところ、一番多い回答は「地域内での子どもの安全を確保するための活動をする」である。次いで、「異なる考えをもった人たちや年齢の人たちとの交流」「地域の歴史や文化にふれたり、自然を体験したり学ぶ機会を増やす」「文化やスポーツなど、子どもの個性を伸ばす教育を強化する」「子どもに礼儀やしつけをしっかりと教える」であり、地域における子どもの安全確保や地域の教育力に対する期待の大きさが示されている。

【今後地域で力を入れるべきこと】※「積極的に関わるべき」「ある程度関わるべき」の合計

- ・「地域内での子どもの安全を確保するための活動をする」 66.9%
- ・「異なる考えをもった人たちや年齢の人たちとの交流」 36.3%
- ・「地域の歴史や文化、自然を体験したり学ぶ機会を増やす」 33.5%
- ・「文化やスポーツなど、子どもの個性を伸ばす教育を強化する」 31.9%

参考事例

「I 食育を通じた家庭教育の充実を図る一家庭の教育力を高めるために」関係

【県内】

- 延岡市立緑ヶ丘小学校「早起き工場見学と朝食会」
地元企業や商工会議所等と連携し、「早寝早起き朝ごはん」の推進、栄養的にバランスの良い朝食について理解を深めることを目的に開催した。(平成20年8月23日)
- 門川町「早起き、早寝、朝ごはん」啓発資料(門川町町報「門川町元気な子どもを育む食育委員会作成」)
町報による啓発とともに、スローガンが書かれたマグネット式の掲示資料を作成している。

【県外】

- 岡山県「親子料理教室で地域に食育の普及を」(中国四国地域食育推進協議会「中国四国地域における食育推進の先進的な取組事例」)
悩みを抱える家庭への訪問、親子交流会、地域のお母さんの味クッキングを通して、地域の人たちとともに子育ての輪を広げていく啓発運動
- 香川県綾南町立滝宮小学校「お弁当の日」(「食育コンクールデータベース」ホームページより)
年に数回、小学校5年生以上の子どもがいる家庭を対象として設定し、弁当は子どもが作り、親は手伝わないというものである。そのために、学校における家庭科での事前指導はもちろん、家庭においては日頃から親子で台所に立つことが必要である。
- 北海道士別市「父親の家庭教育への参加を促進するために～家庭教育サポート企業・食育関係団体・公民館が連携した事業～」(北海道士別市ホームページより)
父子のコミュニケーションを図る場を設けることによって、父親の家庭教育への参加を促進し、食育の観点から、バランスの整った食事を摂ることの大切さを伝え、料理教室で父子で調理する。
- 山形県「夢未来やまがた食育県民運動推進フォーラム」(山形県ホームページより)
県民一人一人が食育の重要性を理解し、実践する機運を高めることが重要であることから、食育推進に関係する機関・団体・ボランティアが一体となって、地域から食育県民運動を強力に推進するために開催している。

【文部科学省】

- 文部科学省事業「地域における家庭教育支援基盤形成事業ーすべての親へのきめ細かな支援手法の開発ー」
身近な地域において子育てサポーターリーダー等で構成する「家庭教育支援チーム」を設置し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭教育支援を行うことにより、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成をめざしている。
- 「食に関する指導の進め方」(文部科学省「食に関する指導の手引き」より)
例：エコロジーで(環境に優しく)エコノミー(経済的)な料理や調理法について考え、調理によって出されるごみをなるべく少なくし、エネルギーを効率よく使って調理し、残さず食べるなど、自分たちの食事を見つめ、日常生活の在り方を見直す。
- 島根県雲南市「楽しくつくろう！親子でつくる朝ごはん教室」(文部科学省「早寝早起き朝ごはん～子どもの生活リズムハンドブックより」)
小学校5年生の子どもとその保護者を対象に、「親子で作る」食事についてのディスカッションを行い、実際に各家庭で朝食を作り、写真入りでコメントを記載したものを提出し、栄養士がコメントを書いて返却する取組

「Ⅱ 地域住民の参画による活動拠点をつくるー地域の教育力を高めるためにー」関係

「ア 子どもの身近な生活の場に活動拠点をつくる」

- 子ども見守りネットワーク（文部科学省「子ども見守りナビ」※全国の取組状況が紹介されている。）

- ・ 門川町「子ども見守りネットワークづくり」（組織体制づくり：年間2回の総会と地域部会）

門川町では、平成17年度から、町内関係団体から500名を超える地域住民の連携協力による子どもの安全・安心見守り活動を推進している。また、夜間には、青少年健全育成団体の安全・安心の見守り活動を実施している。

「イ 子どもの体験活動や地域の大人とのふれあい活動等を推進する」

〈休日の活動、宿泊を伴う活動事例〉

- ふれあい活動

子どもたちの身近にある廃校跡、公民館、地域のグラウンド等を拠点に、七夕づくり、昔の遊び、ものづくり活動、グラウンドゴルフ等の活動を行う。

- 登館日

県内において、児童が夏休みの登校日に自治公民館に通う「登館日」を実施している。綾小学校では、自治公民館と連携して、竹細工やグラウンドゴルフ、農業施設見学等を実施している。

- 通学合宿

県内において、公民館で共同生活をしながら学校に通う通学合宿を実施している。綾小学校では、郷土料理教室や講話などが計画されており、大学生もサポートしている。

〈放課後における活動事例〉

- 「放課後子ども教室」

平成20年度県内13市町村64教室が開設している。

「ウ 地域住民や子どもの参画による運営を推進する」

- 千葉県習志野市「秋津小学校コミュニティールーム」（「秋津小学校コミュニティールーム」ホームページより）

秋津小学校区に居住・勤務している全員を対象に、一人一人の趣味やスポーツ・文化的な楽しみを、継続的に行えるように応援するための施設で、施設を利用する成人サークルと子どもたちとの交流を促進するなど、開かれた運営がなされている。

- 福岡県須恵町「校区コミュニティー」（「須恵町ボランティア派遣事業」ホームページより）

小学校に地域住民や子どもの生涯学習支援・社会教育機能をもたせるために、小学校の余裕教室に事務局を設置し、地域住民の有志と学校との協働により運営している。

- NPO法人「子どもの森」（「子どもの森」ホームページより）

旧西門川小学校松瀬分校廃校舎跡を活用して、環境教育関係の読書活動や里山学習などを行い、子どもたちに貴重な自主的体験活動をさせ成果をあげている。また、「森と農山村のかかわり」などの講演会も行っている。

「エ 地域の関係者及び学校・家庭をつなぐための地域共育コーディネーターやボランティアを養成し、「地域共育ネットワーク」の普及を図る」

- 地域で子どもを育てる「地域教育システム創造」実践モデル事業
平成18年度からの3年間の宮崎県教育委員会の事業。学校支援ボランティアを活用した学校教育の充実や自治公民館を活用して放課後に読み聞かせ、体験活動等を行う「寺子屋」の開催等、地域において地区住民の参画による活動が実施された。
- 和歌山県「地域共育コーディネーター制度」（和歌山県教育委員会ホームページより）
拠点となる地域共育コミュニティ本部に地域共育コーディネーターを配置し、学校と地域住民を結びつけるとともに、活動を一緒に創り上げるための調整を行う。
- 文部科学省「学校支援地域本部事業」
中学校区を単位として、地域全体で学校教育を支援する連携体制を構築するため、市町村には「学校支援地域本部」、学校区内には「地域教育協議会」を設置し、教員の負担軽減及び地域の教育力向上を図る。本県：17市町（21本部）平成21年1月現在
- 東京都小平市「学校支援ボランティア体制」
学校を拠点に学校支援ボランティア養成講座等を学校やコーディネーターと協力して企画し、学ぶ姿を伝えたり、子どもとともに学び、知識、知恵、技術、経験を授業やクラブ活動などの教育活動のために提供する。
- 子育て支援ボランティアネットワーク
（宮崎県ホームページ※「子育て応援・子育て支援関連リンク」に掲載）
子育て情報や子育て支援関連の宮崎県内の個人・団体等によるホームページ等を紹介している。

宮崎県社会教育委員会議審議経過

回	期 日	審 議 内 容
1	平成19年 7月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付、議長・副議長選出 ○社会教育委員会議、本県の生涯学習・社会教育の取組内容 ○審議内容についての協議
2	平成19年 9月 4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○審議題及び審議内容及び審議の進め方についての協議
3	平成19年11月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭や地域の教育力を図るための具体策について(分科会)
4	平成20年 1月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭教育部会・・・家庭の教育力を向上する方策について ○地域教育部会・・・地域の教育力を向上する方策について ●一年次の総括として「中間まとめ」を作成
5	平成20年 5月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付、議長・副議長選出 ○社会教育委員会議、本県の生涯学習・社会教育の取組内容 ○家庭教育部会・・・家庭の教育力を向上する方策について ○地域教育部会・・・地域の教育力を向上する方策について
6	平成20年 8月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭教育部会・・・家庭の教育力を向上する方策について ○地域教育部会・・・地域の教育力を向上する方策について
7	平成20年11月10日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭教育部会・・・家庭の教育力を向上する方策について ○地域教育部会・・・地域の教育力を向上する方策について
8	平成21年 2月 9日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭教育部会・・・家庭の教育力を向上する方策について ○地域教育部会・・・地域の教育力を向上する方策について ●平成20年度末に二年次の総括として「提言」を作成